保育園・認定こども園等

入園案内



芳賀町

令和9年度申し込み期間：令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで

芳賀町　子育て支援課　児童保育係

〒321-3392 芳賀町大字祖母井 1020

電話 028-677-6024 FAX 028-677-2716

目 次

◇教育・保育施設等について …… P.3
◇町内施設マップ …… P.3
◇施設概要 …… P.4
◇給付認定について …… P.6
◇保育が利用できる要件・保育内容 …… P.7
◇保育料について …… P.8
◇副食費の実費徴収について …… P.9
◇申し込み方法 …… P.10
◇入園までの流れ …… P.11
◇町外の施設等を利用する場合 …… P.11
◇芳賀町に転入予定の場合 …… P.12

これから入園申し込みを行う方・保育園等を利用中の方への注意点

申し込み後や保育園等の利用中に、申し込み内容や保育の必要性、認定内容等に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課へ申し出のうえ、必要書類を提出してください。

【変更の例】
・就労先や就労時間が変わった、仕事を辞めた
・退所（園）する、町外へ転出する
・下の子の入園等に伴い、上の子の認定内容が変わる
・家族構成が変わった
・妊娠・出産した
・求職中に就職が決まった　　など



適正な認定や利用調整を行うため、変更があった場合は必ず申し出をお願いします

申し込み（認定）内容と実際の状況が異なっていることが判明した場合は、申し込み（認定）の取消しや変更、利用調整を改めて行う場合があります。

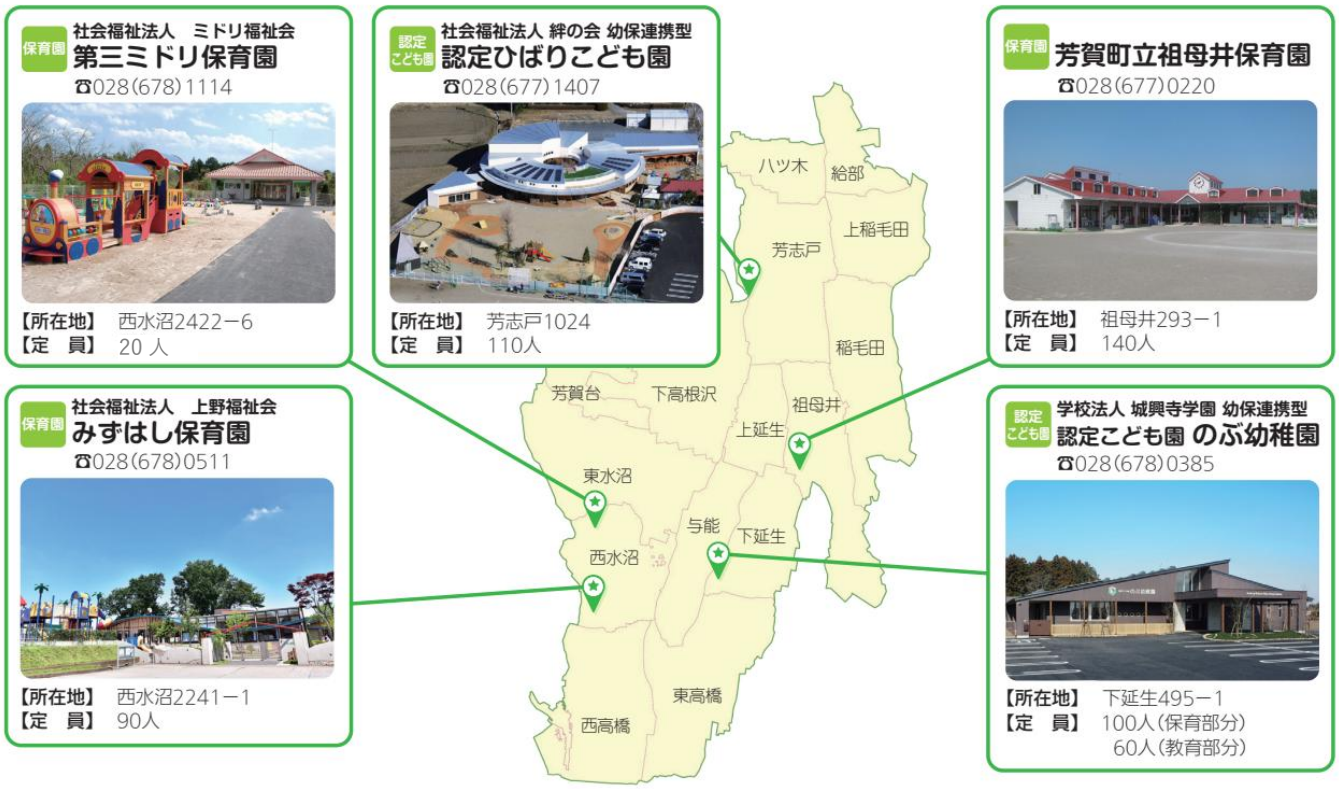
教育・保育施設等について

【幼　稚　園】　満3歳から小学校就学までの児童を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設

【保　育　園】　保護者が働いているなどの理由により、日中家庭で保育することができないときに保護者に代わり児童を保育する保育施設

【認定こども園】　幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。
※施設によって、受け入れる年齢や利用条件は異なります。

町内施設マップ



施設概要

【開所時間】

月曜日～土曜日 7:00～19:00

◇保育標準時間　7:00～18:00（11 時間）

◇保 育 短 時 間　8:30～16:30（ 8 時間）

◇延長保育時間　18:00～19:00

時間帯等の内容は園によって異なります

利用についての詳細は、直接、
保育施設にお問い合わせください。

【乳児保育】

生後 57 日を経過した日の翌月からお預かりします。

（認定こども園のぶ幼稚園は、生後 6 か月を経過した日の翌月から）

【延長保育】

延長時間（保育標準時間の場合）18:00～19:00

【軽度障がい児保育】

集団生活が可能な児童を対象とします。

◇実施施設　祖母井保育園、みずはし保育園、認定こども園のぶ幼稚園、認定ひばりこども園

【病後児保育】

病気等の回復期にある児童の一時保育を実施しています。

◇対象児童

①町内に住所を有する若しくは町内の保育施設に在籍する 1 歳から就学前までの児童

②病気の回復期にあり、集団保育等が困難な児童（医師が利用を認めた症状）

◇対象疾患

対象疾病及び疾患は次のとおりです。ただし、疾患の程度やアレルギー体質等により、
施設での受け入れができない場合があります。

(1) 風邪、消化不良症（多症候性下痢）等の児童等が日常的に病気に感染するおそれのある疾病

(2) 麻しん、水痘、風しん等の感染性疾患

(3) ぜんそく等の慢性疾患

(4) 熱傷、骨折等の外傷性疾患

◇実施時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

◇実施施設 祖母井保育園

◇利用料金 日額 2,000 円（延長は 30 分あたり 200 円）

◇申込方法 祖母井保育園に直接申し込み

【一時預かり】

「数か月間だけ仕事をすることになった」「自分や家族が病気・けがをした」「急用ができた」「たまにはリフレッシュしたい」など、こんな時は一時預かりをご利用ください。

◇**実施時間**　月曜日～金曜日　8:30～17:00（みずはし保育園は 17:30 まで）

◇**実施施設**　祖母井保育園、みずはし保育園

◇**対　　象**　生後2か月（首がすわって）から小学校就学前の児童

①臨時保育サービス

保護者の労働によるもの

週3回を限度として保育

②緊急保育サービス

保護者の傷病・事故・出産・冠婚葬祭などによるもの

保育時間は2週間以内

③リフレッシュ保育サービス（月 1 回程度）

保護者の育児などによる心理・肉体的疲労の解消のためのリフレッシュ保育

◇**定　　員**　1 日あたり…祖母井保育園：4人まで、みずはし保育園：2 人まで

◇**利用料金**　3 歳以上児…日額 1,000 円、3 歳未満児…日額 2,000 円

◇**申込方法**　1 週間前までに利用希望園に申請書を提出（緊急、やむを得ない場合を除く）

【園庭開放】

園の広いお庭で遊びませんか？

◇**開放日時**　月～金曜日　9:30～11:00

◇**実施施設**　祖母井保育園、みずはし保育園、認定ひばりこども園

・祖 母 井 保 育 園（☎028-677-0220）

・みずはし保育園（☎028-678-0511）

・認定ひばりこども園（☎028-677-1407）

こども誰でも通園制度をご利用ください

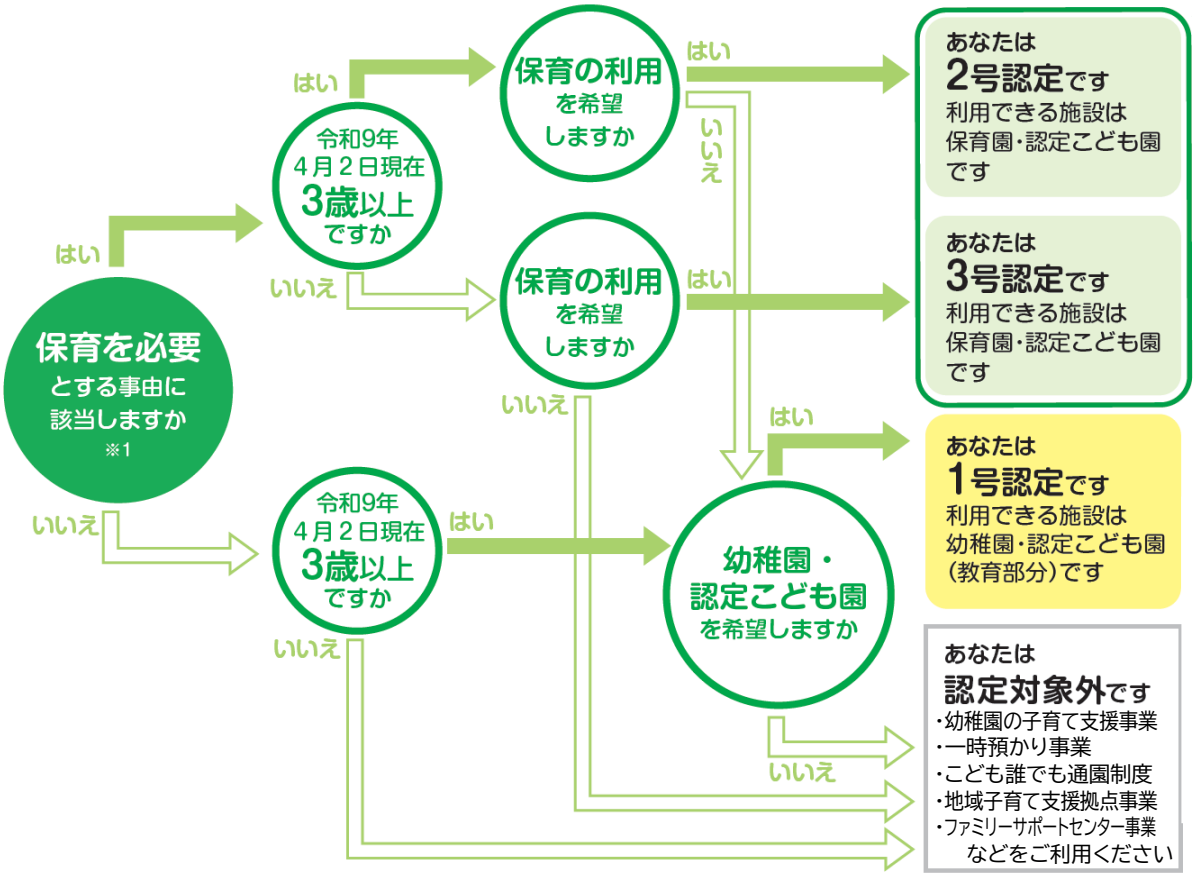
◇**利用できる方**　・利用時に生後 6 か月から満 3 歳未満（満 3 歳の誕生日の前々日まで）
・保育所・認定こども園・地域型保育事業所等に在籍していない

◇**利用時間**　子ども 1 人につき**月 10 時間**まで（未利用でも時間は翌月へ繰り越せません）
※町内外の複数施設を利用する場合も合計 10 時間です。

◇**利用料金**　1 時間 300 円
※別途、給食代・おやつ代・教材費など、実費負担が必要になる場合があります。
※生活保護世帯や町民税非課税世帯などは減免制度があります。

給付認定について

保育園・認定こども園を利用する場合、保育の必要性に応じた給付認定を受ける必要があります。



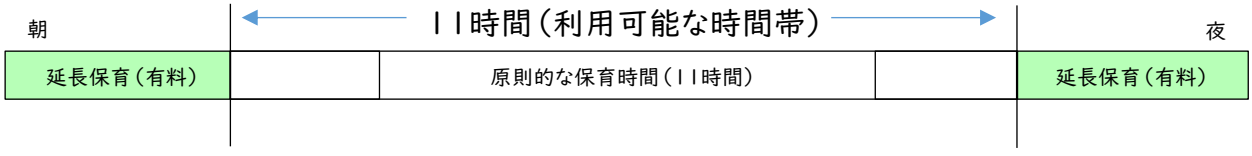
2号・3号認定の方は、就労時間（保育必要量）に応じて、更に以下の区分があります。
保護者の就労時間等により次のいずれかの利用時間となります。

・「保育標準時間認定」⇒1日に最大11時間、保育施設・事業を利用可能
（就労の場合、1か月あたり120時間以上勤務）

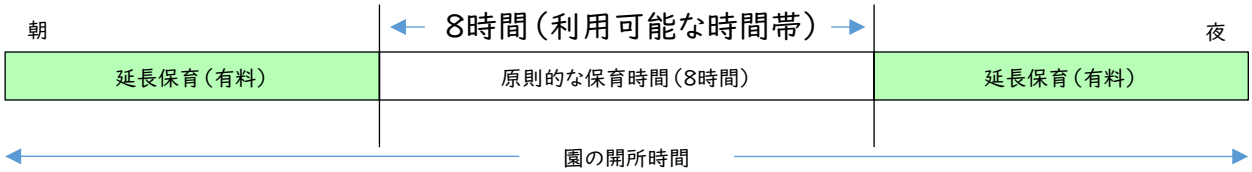
・「保育短時間認定」⇒1日に最大8時間、保育施設・事業を利用可能
（就労の場合、1か月あたり休憩を除く64時間以上勤務）

※ただし、延長保育を利用する場合は、8時間以上の利用が可能です

●保育標準時間



●保育短時間



保育が利用できる要件・保育内容 ※1

保育施設は、保護者が次の要件に該当し、児童の保育ができないときに、保護者に代わって保育する施設です。同居の家族も子どもの保育ができない場合、入園の対象となります。

保育を必要とする事由	認定	必要書類	認定期間
□就労 （フルタイム、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内労働など、基本的に全ての就労を含む）	標準時間 又は 短時間 ※就労時間に応じて	就労証明書	【備考】 月に120時間以上の就労 ⇒標準時間認定 月に64時間以上120時間未満の就労(休憩を除く)⇒短時間認定
□妊娠、出産（最大5か月上限）	標準時間	母子健康手帳（写）又は 妊娠証明書（写）	産前6週を含む月初日から 産後8週を含む月末まで
□保護者の疾病、障害	標準時間	診断書・障害者手帳（写）	
□同居又は長期入院等している親族の介護・看護	標準時間	診断書・障害者手帳（写） 又は介護保険証等	
□災害復旧	標準時間	罹災証明書の写し等	
□求職活動（起業準備を含む）	短時間	求職中の誓約書等	90日間　※3ケ月の認定制限期限内に就労証明書の提出がない場合は、退園となります。
□就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	標準時間	在学証明書又は学生証の写し及びカリキュラム等	就学の期間
□虐待やDVのおそれがあること	標準時間	-	-
□育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	短時間	就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）	育児休業に係る子どもが満1歳に達する年度末まで
□その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	状況によって判断	町が認める書類	町が認める期間

・「就労」を理由とする場合、月64時間以上の就労が必要になります。
・「求職」を理由とする場合、入園後3か月以内に月64時間以上の就労をすることが条件です。

～注意事項～

・保育を必要とする理由に該当しなくなった場合（仕事を辞めた等）は原則退園となります
・生後 57 日を経過した日の翌月からお預かりします
・「しつけのため」「集団保育を経験させたい」等の理由で、申し込むことはできません
・身体虚弱等、その他の理由で集団保育に支障が認められる児童は、入園を承諾できない場合があります
・「妊娠・出産」を理由とする場合、出産予定日の6週間前の日が属する月の1日から、産後8週経過した日が属する月の末日までの期限付きの入園となります（最大5か月上限）

保育料について

令和8年度現在

保育料は、保護者等の市町村民税所得割課税額によって町が決定します。幼児教育・保育料無償化により、3～5歳児及び0～2歳児の町民税非課税世帯の保育料は無料となります。

◆0歳～2歳児クラス 利用者負担額（保育料）

階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間（7:00～18:00）	保育短時間（8:30～16:30）
		※園によって時間は異なります	
第1階層	生活保護世帯	0 円	0 円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	12,000 円	8,700 円
第4階層	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	18,000 円	13,000 円
第5階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	18,000 円	13,000 円
第6階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	18,000 円	13,000 円
第7階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	28,000 円	20,300 円
第8階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	32,000 円	23,200 円
第9階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	45,000 円	32,700 円
第10階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	52,000 円	37,800 円

（備考）

・この保育料のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収がある場合があります。

・ひとり親世帯又は、在宅の障がい児・者のいる世帯の保育料（第3階層～第5階層）は、次のとおりです。

階層区分（ひとり親世帯等）		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	9,000 円	6,700 円
第4階層	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	9,000 円	6,700 円
第5階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	9,000 円	6,700 円

★第2子以降の保育料は無償★
～副食費は第3子以降から免除～

【保育料の計算方法】

4～8月分保育料は、前年度の市町村民税所得割課税額、9月～翌年3月分保育料は、当年度の市町村民税所得割課税額によって算定されます。この市町村民税所得割課税額は、父母の合計額となります。

なお、保護者の収入や世帯状況によっては、「家計の主宰者」となる同居の祖父又は祖母がいる場合は、祖父又は祖母の市町村民税所得割課税額を合算して算定します。

副食費の実費徴収について

3歳児から5歳児までの幼稚園や保育園・認定こども園等に通う児童の保育料は無償で須賀、副食費（おかず等）については、施設ごとに定められた額をそれぞれの施設に実費で納めることになります。

※0～2歳児については、主食費・副食費とも保育料に含まれます。
※費用は施設ごとに異なりますので、各施設にお問い合わせください。

＜公的免除＞国の基準

① 1号認定：市町村民税所得割額が77，101円未満世帯の児童
② 2号認定：市町村民税所得割額が57，770円未満世帯の児童
（ひとり親世帯等は77，101円未満）
③ 所得に関わらず、第3子以降のこども
・幼稚園部分：小学校3年生までのこどもから数えて第3子以降の児童
・保育園部分：小学校就学前のこどもから数えて第3子以降の児童

＜独自免除＞

年齢にかかわらず、保護者と生計が同一のこどものうち第3子以降の児童

給食費 ＝ **主食費**（ごはんやパンなど） ＋ **副食費**（おかずやおやつなど）



申し込み方法

【必要書類】

① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書
（妊娠中の場合は、出生前保育園等利用申込書）
※入園希望児童の数分必要

② ・就労証明書
・求職中の誓約書（現在求職中で保育施設を申し込む人のみ）
・その他必要書類 ←保育の必要性が認められると確認できる書類（P.7参照）

> ②はいずれかを必ず提出
> ※児童の同居、同敷地内の高校生から65歳未満の家族は必ず提出

③ 利用者負担額減免申請書
該当する方⇒ ・0～2歳：第2子以降の児童全員
・3歳以上：第3子以降の児童全員

④ 聞き取りシート

■提出する際のお願い

■第一希望施設に入園できない可能性もあるため、必ず第三希望まで記入をお願いします。

■すべての書類で未記入欄がある場合は再提出していただく場合があります。

■提出時に
・家族全員の個人番号がわかるもの
・提出する方の本人確認書類（個人番号カード等）を御持参ください。



【受付期間】

令和9年度の受付…１０月１日（木）～10月30日（金） ※余裕をもってご提出ください

随時の受付……入園を希望する月の前月の10日まで

申し込み後→利用調整→結果通知→園との面談→申込月の翌月1日入園

※定員の空き状況や受け入れの都合により、ご希望に添えない場合があります。

【受付場所】

・幼稚園・認定こども園（1号認定）に入園希望の場合
⇒利用を希望する施設にお問い合わせいただき、直接各園にお申し込みください。
・保育所・認定こども園（2号認定・3号認定）等に入園希望の場合
⇒以下の書類を記入の上、芳賀町子育て支援課窓口でお申し込みください。

【選考方法】

・1号認定においては、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考となります。
・2,3号認定においては、優先利用に配慮しながら保育の必要度に応じての選考となります。

入園までの流れ（令和9年度入園申し込みの場合）

園見学や説明会

【7月～9月】
入園を希望する園を考えておく

書類の準備

【9月～10月】
町ホームページ、子育て支援課、各保育施設等で入手できます。勤務先で作成する書類もあるので、早めの準備をお願いします。

申し込み

【10月中】
申し込み期間は令和8年 10 月 1 日（木）～10 月30日（金）です。
先着順ではありません。
提出先は役場1階子育て支援課になります。



審査選考

【11月～12月】
保育を必要とする要件を総合的に審査し、必要性の高い方から入園先を決定します。

選考結果の通知

【1月中旬～2月中旬】
10月中に申し込まれた場合は、この期間に選考結果を通知します。
第1希望に入園できない場合は、通知発送前に電話連絡をします。

園の入園説明会

【1月下旬～】
内定の園で実施予定です。
年度途中入園の方は、入園月の前々月に面談（目安）

入園

【各入園月】
入園内定月からの入園になります。入園後も年に1回、保育の必要性の確認のため、勤務証明書等の書類提出があります。

町外の施設等を利用する場合

芳賀町にお住まいの方が「勤務地がある」または「通勤経路」等の理由から町外の保育施設等の利用を希望する場合は“広域入所”の手続きが必要になります。町外の市町村が定める締め切りに、間に合うように申し込みをお願いします。

【注意】

・希望保育施設等がある市区町村にお住まいの児童が優先で選考が行われますので、優先度が低くなります。ご了承のうえ申し込みください。
・広域入所は年度単位での契約です。年度末までの利用となり、就学前まで継続して利用できるとは限りません。
・転出予定で町外保育施設等を希望する場合は、転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い、転出先市区町村の保育施設担当課で新たに保育施設等の利用申し込み手続きを行ってください。

芳賀町に転入予定の場合

転入予定の住所が確定している場合は、別途根拠資料を添付の上、申し込みが可能です。入園が決定した場合、入園予定月の前月 10 日までに転入手続きを必ず行ってください。

※住所等が確定していない方は、お住いの市町村で広域入所の手続きをお願いします。

～MEMO～

更新日 R8.8.26